

【発電用風力設備に関する技術基準を定める省令、同解釈、同逐条解説】 **見直し案**

(風車)		<p>第4条 風車は、次の各号により施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 負荷を遮断したときの最大速度に対し、構造上安全であること。 二 風圧に対して構造上安全であること。 三 運転中に風車に損傷を与えるような振動がないように施設すること。 四 通常想定される最大風速においても取扱者の意図に反して風車が起動することのないように施設すること。 五 運転中に他の工作物、植物等に接触しないように施設すること。
省令	(風車)	<p>第3条 省令第4条第一号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」とは、非常調速装置が作動した時点より風車がさらに昇速した場合の回転速度を含むものをいう。</p>
		<p>2 省令第4条第一号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する最大速度に対して安全であることを含むものをいう。</p>
		<p>第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件(極値風及び三方向(主方向、横方向、上方向)の乱流を含む。)による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態における最大風圧 二 風速及び風向の時間的変化による風圧
		<p>2 省令第4条第二号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する風圧に対して安全であることを含むものをいう。</p>
		<p>3 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第1項の規定は適用しない。</p>
		<p>第5条 省令第4条第一号及び第二号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」及び「風圧」に対し、「構造上安全」とは、風車の接合部が疲労損傷に対して構造上安全なものを含むものをいう。</p>
		<p>第6条 省令第4条第三号に規定する「風車に損傷を与えるような振動がないように施設する」とは、風車の回転部を自動的に停止する装置を施設することを含むものをいう。</p>
		<p>第7条 省令第4条第四号に規定する「取扱者の意図に反して風車が起動することがないように施設する」とは、風車の回転部または可動部を固定できるよう施設することを含むものをいう。</p>
解釈	【風車の構造】 (省令第4条)	<p>第3条 省令第4条第一号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」とは、非常調速装置が作動した時点より風車がさらに昇速した場合の回転速度を含むものをいう。</p>
		<p>2 省令第4条第一号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する最大速度に対して安全であることを含むものをいう。</p>
		<p>第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件(極値風及び三方向(主方向、横方向、上方向)の乱流を含む。)による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態における最大風圧 二 風速及び風向の時間的変化による風圧
		<p>2 省令第4条第二号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する風圧に対して安全であることを含むものをいう。</p>
		<p>3 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第1項の規定は適用しない。</p>
		<p>第5条 省令第4条第一号及び第二号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」及び「風圧」に対し、「構造上安全」とは、風車の接合部が疲労損傷に対して構造上安全なものを含むものをいう。</p>
		<p>第6条 省令第4条第三号に規定する「風車に損傷を与えるような振動がないように施設する」とは、風車の回転部を自動的に停止する装置を施設することを含むものをいう。</p>
		<p>第7条 省令第4条第四号に規定する「取扱者の意図に反して風車が起動することがないように施設する」とは、風車の回転部または可動部を固定できるよう施設することを含むものをいう。</p>

【発電用風力設備に関する技術基準を定める省令、同解釈、同逐条解説】 **現行**

(風車)		<p>第4条 風車は、次の各号により施設しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 負荷を遮断したときの最大速度に対し、構造上安全であること。 二 風圧に対して構造上安全であること。 三 運転中に風車に損傷を与えるような振動がないように施設すること。 四 通常想定される最大風速においても取扱者の意図に反して風車が起動することのないように施設すること。 五 運転中に他の工作物、植物等に接触しないように施設すること。
省令	(風車)	<p>第3条 省令第4条第一号に規定する「負荷を遮断したときの最大速度」とは、非常調速装置が作動した時点より風車がさらに昇速した場合の回転速度を含むものをいう。</p>
		<p>第4条 省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件(極値風及び三方向(主方向、横方向、上方向)の乱流を含む。)による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態における最大風圧 二 風速及び風向の時間的変化による風圧
		<p>2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、前項の規定は適用しない。</p>